

建設現場における仮設トイレの運用指針（案）

1 目 的

建設現場の仮設トイレについては、一般的に和式トイレが利用されているが、国土交通省においては建設現場で働く女性が増える中、職場環境の改善を進めるため、快適な仮設トイレの普及に取り組んでいる。

また、災害時、避難所等に設置される仮設トイレの多くが和式トイレであることにより、高齢者や体の不自由な人の使用に支障となっている。

このため、建設現場の職場環境の改善を進めるとともに、快適な仮設トイレの普及により、災害時に避難所等への設置も広がると期待できることから、建設現場における仮設トイレを原則洋式化することとする。

2 定義等

- ・ 仮設トイレ：仮設トイレ（和式）の賃料、運搬・設置・撤去費用、点検費用、汚物処理費水道使用料について、積算基準では共通仮設比率分に含まれている。
- ・ 洋式トイレ：和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・ 快適トイレ：洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

3 対象工事

仮設トイレの洋式化については、原則、県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する全ての工事とする。

4 内 容

（１）取組みの柱

- ①当初請負対象金額１千万円未満の場合は、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- ②当初請負対象金額１千万円以上３千万円未満の場合は、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- ③当初請負対象金額３千万円以上の場合は、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- ④「洋式トイレ」や「快適トイレ」等を設置した場合、「和式トイレ」との差額分を別途、共通仮設費に積み上げて計上する。

（２）仮設トイレ設置報告書の提出

受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（３）土木工事特記仕様書に以下に示す「仮設トイレの洋式化」を規定

当初請負対象金額１千万円未満の全ての工事に添付（当面の運用）

（仮設トイレの洋式化）

第１編共通編 ○-○-○ 仮設トイレの洋式化

- １．受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- ２．受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・ 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

当初請負対象金額1千万円以上3千万円未満の全ての工事に添付（当面の運用）

（仮設トイレの洋式化）

第1編共通編 ○-○-○ 仮設トイレの洋式化

1. 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
2. 受注者は、設計図書の変更までに、別添の「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・ 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・ 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

当初請負対象金額3千万円以上の全ての工事に添付（当面の運用）

（仮設トイレの洋式化）

第1編共通編 ○-○-○ 仮設トイレの洋式化

1. 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
2. 受注者は、設計図書の変更までに、別添の「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・ 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・ 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

附 則

この運用指針は、平成28年7月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、平成29年5月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、平成30年5月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和元年5月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和2年5月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和3年5月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和6年5月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。

附 則

この運用指針は、令和6年7月1日以降に入札公告を行う工事に適用する。